

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）抄【第一条関係】…………… 1
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百一十一号）抄【第二条関係】…………… 8
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）抄【第三条関係】…………… 11
- 平成二十八年年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）抄【第四条関係】…………… 33

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）抄

【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法</p>	<p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買</p> <p>二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。）</p> <p>三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法</p>

- ロ コール資金の貸付け又は手形の割引
- ハ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四〇十一（略）

（新設）

- ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）、

（）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

- 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十二号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

- イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない

- 場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）
- 七 先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買
- 八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与
- 九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け
- 十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け
- 十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）
- 2 前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

(資金の運用に関する契約)

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 (略)

二 前条第一項第三号ハに規定する投資一任契約

三 (略)

(準用規定)

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の總會について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号ロに規定する投資一任契約

三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

(準用規定)

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の總會について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町

村連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十六条の二	(略)	(略)
第一項第三号	(略)	(略)
ハ	(略)	(略)

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十六条の二	(略)	(略)
第一項第三号	(略)	(略)
ハ	(略)	(略)

(支給の繰下げの申出があつた場合における法第八十七条等の規定の適用)

第二十五条の十 法第九十四条第一項の申出があつた場合における法第八十七条第三項、第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる

村連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十六条の二	組合	(略)
第一項第三号	組合	市町村連合会
ロ	(略)	(略)

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十六条の二	組合	(略)
第一項第三号	組合	地方公務員共済組合連合会
ロ	(略)	(略)

(支給の繰下げの申出があつた場合における法第八十九条等の規定の適用)

第二十五条の十 法第九十四条第一項の申出があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中

法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十七條第三項	申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に	申出は、
第八十九條第二項	給付事由が生じた日から	第九十四條第一項の申出をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から
(略)	給付事由が生じた日が	繰下げ申出日が
(略)	(略)	(略)
第九十一條第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に	受給権者は
(略)	(略)	(略)

附 則

（支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十七條等の規定の適用）

第三十條の三 法附則第十九條第一項の請求があつた場合における法第八十七條第三項、第八十九條第二項から第四項まで、第九十

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)	(新設)	(新設)
第八十九條第二項	給付事由が生じた日から	第九十四條第一項の申出をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から
第八十九條第三項及び第四項並びに第九十條第二項から第四項まで	給付事由が生じた日が	繰下げ申出日が
第九十一條第二項	支給の請求	第九十四條第一項の申出
第九十一條第三項及び第九十三條第一項第二号	給付事由が生じた日	繰下げ申出日

附 則

（支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十九條等の規定の適用）

第三十條の三 法附則第十九條第一項の請求があつた場合における法第八十九條第二項から第四項まで、第九十條第二項から第四項

条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十七条第三項	申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に	申出は
	給付事由が生じた日から	附則第十九条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から
第八十九条第二項	給付事由が生じた日が	繰上げ請求日
	(略)	(略)
第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に	受給権者は
	(略)	(略)

まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)	(新設)	(新設)
	第八十九条第二項	附則第十九条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から
第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内	請求をする者は、附則第十九条第一項の請求と同時に
	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二号		

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百一十一号）抄

【第二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（平成二十九年度における年金額の改定）</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成二十九年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち平成二十八年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に</p>	<p>附 則</p> <p>（平成二十七年度における年金額の改定）</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成二十七年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち平成二十六年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に</p>

規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、平成二十八年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額

規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、平成二十六年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額

として総務省令で定める額とする。)に四・八〇三を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十九年政令第 号)第二条による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額(同条による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。)又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち平成二十六年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 (略)

として総務省令で定める額とする。)に四・八〇八を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百四号)第五条による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額(同条による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。)又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち平成二十五年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「旧法」という。)第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額(旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「改正前の共済法」という。)第六十一条第二項に規定する標準報酬年額(改正前の共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「旧法第十一章又は」とあるのは「改正前の共済法第十一章又は」とする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）抄  
**【第三条関係】**

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前									
<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 203 678 728"> <p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)(i)</p> </td> <td data-bbox="199 728 678 1137"> <p>が二十年</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1137 678 2067"> <p>追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同</p> </td> <td data-bbox="199 2067 678 2067"> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>	<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)(i)</p>	<p>が二十年</p>	<p>追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同</p>	<p>（略）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 1137 678 1657"> <p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)</p> </td> <td data-bbox="199 1657 678 2067"> <p>月数</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 2067 678 2067"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="199 2067 678 2067"> <p>月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p> </td> </tr> </table>	<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)</p>	<p>月数</p>	<p>（略）</p>	<p>月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)(i)</p>	<p>が二十年</p>										
<p>追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同</p>	<p>（略）</p>										
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)</p>	<p>月数</p>										
<p>（略）</p>	<p>月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>										





改正前地 共済法第 百四十条 第一項	(略)	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	政令で定めるもの に使用される	(略)	(略)	改正後厚生年金保険法第 七十八条の二第一項の規 定による標準報酬の改定 又は決定の請求をしたと きは、当該請求をしたと きに	旧地共済施行日前期間 の請求（以下「離婚特例 適用請求」という。）が あつたものとみなす	組合員期間 を請求することができ る	次の各号のいずれかに 該当するときは
	(略)								

改正前地 共済法第 百四十条 第一項	(略)	改正前地 共済法第 百四十条 第一項	政令で定めるもの に規定するもの	(略)	(略)	改正後厚生年金保険法第 七十八条の二第一項の規 定による標準報酬の改定 又は決定の請求をしたと きは、当該請求をしたと きに	旧地共済施行日前期間 の請求（以下「離婚特例 適用請求」という。）が あつたものとみなす	組合員期間 を請求することができ る	次の各号のいずれかに 該当するときは
	(略)								

2 (略)	(略)	公庫等職員」という	地方公務員等共済組合法 第四百十條第一項に規定 する公庫等とみなされた 法人を含む。)に使用さ れる
(略)	(略)	(他の法令の規定により 同項に規定する公庫等職 員とみなされた者を含む 以下この条において同 じ)	

(改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え)

第十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。)附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。)附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十二 (略)	法第四十四條第二項中 (略)	なお効力を有する改正前 (略)
-------------	-------------------	--------------------

2 (略)	(略)		
(略)	(略)		

(改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え)

第十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。)附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。)附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十二 (略)	法第四十四條第二項中 (略)	なお効力を有する改正前 (略)
-------------	-------------------	--------------------

			年地共済 改正法附 則第十条 第四項
(略)	(略)	「組合員期間 組合員期間(平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。)	「組合員期間 地共済法第四十四条第二項中「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間(平成十五年四月以後」と、「」の )をいう。以下同じ。)
(略)	(略)		

			年地共済 改正法附 則第十条 第四項
第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の	第七十九条第一項各号中「組合員期間の	「組合員期間	「組合員期間 地共済法第四十四条第二項中「旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間(以下「追加費用対象期間」という。))とを合算した期間をいう。以下同じ。)
「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した	第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間(以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。))の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した		



平成十二年地共済改正法附則第十一條第四項	(略) 長期給付」と、「組合員期間	(略) 長期給付」と、「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間(平成十五年四月以後)」と、「(一)の
組合員期間(平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。)	(略)	)をいう。以下同じ。)
(略)	(略)	(略)

平成十二年地共済改正法附則第十一條第四項	、法 長期給付」と、「組合員期間	、なお効力を有する改正前地共済法 長期給付」と、「旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第十四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間(以下「追加費用対象期間」という。)とを合算した期間をいう。以下同じ。)
別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	第七十九條第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四條第十二号に規定する旧地方公	第七十九條第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五

(略)	(略)	
(略)	(略)	
<p>同条第二項第一号中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であると</p>	<p>組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるとあるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」</p>	<p>四」と、「組合員期間の</p>
<p>同条第二項第二号</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>	<p>務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」</p>



2	(略)		
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

2	(略)		
(略)	(略)	<p>は「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(ii)</p> <p>組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の</p>	<p>期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)(ii)</p> <p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
(略)	(略)		

(改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用)

第十三条 改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条、地方公務員等共済組合法第六十八条第六項及び第九項並びに第一百七十七条、改正後地共済法第一百八十条及び第一百九十条、地方公務員等共済組合法第二百二十条及び第二百二十一条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第六十四条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有す

(改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用)

第十三条 改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条の規定、地方公務員等共済組合法第六十八条第六項及び第九項の規定、改正後地共済法第一百七十七条から第二百二十一条まで及び別表第二の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第六十四条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	及び退職等年金給付	(略)
(略)	徴収金	、退職等年金給付及び平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額
(略)		徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金

2・3 (略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有す

る改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
なお効力を有する改正前地共済法第百七条の四第一項	前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額(厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間(平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。)及び標準賞与額(改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。)の改定又は決定が行われた
(略)	(略)	(略)

る改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
なお効力を有する改正前地共済法第百七条の四第一項	前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額(改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間(平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。)及び標準賞与額(改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。)の改定又は決定が行われた
対象期間に係る組合員期間		対象期間(改正後厚生年金保険法第七十八条の第二項に規定する対象期間をいう。以下この条にお

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

離婚特例適用請求	対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額	地方公共団体の長	以下同じ。)に係る旧地 共済施行日前期間(平成 二十四年一元化法附則第 四号第十二号に規定する 旧地方公務員共済組合員 期間と平成二十四年一元 化法附則第六十五条第一 項に規定する追加費用対 象期間(以下「追加費用 対象期間」という。)と を合算した期間をいう。 (以下同じ。)
標準報酬月額及び標準賞 与額の改定又は決定の請 求	改定又は決定後の標準報 酬月額を第四十四条第二 項に規定する政令で定め る数値で除して得た額及 び改定又は決定後の標準 賞与額をそれぞれ掛金の 標準となつた給料の額及 び期末手当等の額とみな した額	共団体の長	平成二十四年一元化法の 施行の日(以下「施行日 」という。)前の地方公 共団体の長

2 (略) (略) (略) (略)

平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（平成二十七年地共済改正令第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。第四百四十二条において同じ。）をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一条第一項第一号	離婚特例（法第百五条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合	標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等

2 (略) (略) (略) (略)

平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（平成二十七年地共済改正令第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。第四百四十二条において同じ。）をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一条第一項第一号	法第百七条の三第一項離婚特例（法第百五条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組

<p>(略)</p> <p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の</p>	<p>(略)</p> <p>新共済法第七七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者(前条の規定により施行日前の組合員期間に係る掛金の額に係る特例が適用され</p>	<p>(略)</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額(厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。)及び標準賞与額(改正後厚生年金</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>期間に係るものに限る。以下同じ。)の改定又は決定が行われた場合(以下この条において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合」という。)</p>
--	---	--	------------	------------	--

<p>(略)</p> <p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の</p>	<p>(略)</p> <p>新共済法第七七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者(前条の規定により施行日前の組合員期間に係る掛金の額に係る特例が適用され</p>	<p>(略)</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額(改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。)及び標準賞与額(改正後厚</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間</p>	<p>標準報酬改定請求</p> <p>旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)</p>	<p>合員等期間に係るものに限る。以下同じ。)の改定又は決定が行われた場合(以下この条において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合」という。)</p>
--	---	--	---------------------------	---	---

四第一項	た者を含む。次項において同じ。）	保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）が改定され、又は決定された者
(略)	(略)	(略)

3 (略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る改正後地共済法の規定の適用)

第十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による年金である給付の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条、地方公務員等共済組合法第一百七十七条、改正後地共済法第一百八条及び第一百九条並びに地方公務員等共済組合法第二百二十条及び第二百二十一条の規定を適用する。この場合において、同法第一百七十七条第一項中「及び退職等年金給付」とあるのは、「退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付」と、「徴収金」とあるのは「徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金」とする。

(地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用)

第二百二十条 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金の支給については、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する

四第一項	た者を含む。次項において同じ。）	生年金保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）が改定され、又は決定された者
(略)	(略)	(略)

3 (略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る改正後地共済法の規定の適用)

第十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による年金である給付の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条及び第一百七十七条から第二百二十一条までの規定を適用する。この場合において、改正後地共済法第一百七十七条第一項中「及び退職等年金給付」とあるのは、「退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付」と、「徴収金」とあるのは「徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金」とする。

(地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用)

第二百二十条 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金を支給する場合には、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する

地共済組合員等期間又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金を、それぞれ第三号厚生年金被保険者期間又は改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金とみなして、改正後厚生年金保険法その他の法令の規定を適用する。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用)  
 第四百四十七条 地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二及び第十六条の三(同令第二十条において準用する場合を含む。)の規定は、組合における地方の組合の経過的長期給付組合積立金その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

る地共済組合員等期間又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金を、それぞれ第三号厚生年金被保険者期間又は改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金とみなして、改正後厚生年金保険法その他の法令の規定を適用する。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用)  
 第四百四十七条 改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三(改正後地共済令第二十条において準用する場合を含む。)の規定は、組合における地方の組合の経過的長期給付組合積立金その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	経過的長期給付組合積立金等資金
第十六条の二第一項	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	経過的長期給付組合積立金等資金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十五条の二第一項に規定する

2 地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二及び第十六条の三

(略)						
(略)						
(略)						

2 改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、地方

第十六条の二第四項	第十六条の二第三項	第十六条の二第一項第十一号				
厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職年金給付組合積立金等資金	及び退職等年金給付組合積立金等資金	は退職等年金給付	退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る経理	厚生年金保険給付に係る経理	厚生年金保険給付に係る経理
経過的長期給付組合積立金等資金	、退職等年金給付組合積立金等資金及び経過的長期給付組合積立金等資金	は地方の組合の経過的長期給付（平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。）	経過的長期給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理	厚生年金保険給付に係る経理	地方の組合の経過的長期給付組合積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。）

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

の規定は、地方公務員共済組合連合会における平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金（以下「地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。）その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二第一項	第十六条の二の見出し 厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職年金給付組合積立金等資金	第十六条の二の見出し 厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職年金給付組合積立金等資金
	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	地方公務員共済組合連合会
	経過的長期給付調整積立金等資金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金及びその	経過的長期給付調整積立金等資金

公務員共済組合連合会における平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金（以下「地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。）その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

						第十六条 の二第一 項第三号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	組合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地方公務員共済組合連合 会	

						第十六条 の二第一 項第三号	
退職等年金給付組合積 立金等資金	退職等年金給付 組合積立金等資金	は退職等年金給付 組合積立金等資金	厚生年金保険給付組合 積立金等資金	は退職等年金給付 組合積立金等資金	組合員	組合	
金等資金	経過的長期給付調整積立 金等資金	経過的長期給付調整積立 金等資金	経過的長期給付調整積立 金等資金	経過的長期給付調整積立 金等資金	全ての組合の組合員	他の地方の組合の経過的 長期給付に係る業務上の 余裕金をいう。以下この 条において同じ。） 地方公務員共済組合連合 会	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

の三 第十六条	第十六条 の二 第四 項	第十六条 の二 第三 項	
組合	組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る経理
会 地方公務員共済組合連合	地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整積立金等資金	地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金、退職等年金給付調整積立金等資金及び経過的長期給付調整積立金等資金	厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理

○ 平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）抄

【第四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p>		<p>平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p>	
<p>平成二十九年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p>		<p>平成二十八年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p>	
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二〇	昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三〇	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五六	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六二	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三

昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七八
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八九
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九〇

  

昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一